

平成16年度 第1回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

会 議 録

日 時：平成16年6月7日(月)

午前10時00分～

場 所：文京区役所庁議室

審議案件

平成16年度諮問第1号

選挙人名簿調製業務及び選挙執行業務における個人情報の目的外利用について

文京区企画政策部広報課

## 1 開会

竹澤広報課長 それでは、お時間になりましたので、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中おいでいただきまして、どうもありがとうございます。私、広報課長の竹澤と申します。よろしくお願いいいたします。

まず、委員の出席状況につきましてご報告させていただきます。本日、佐藤委員が欠席でございます。審議会条例第7条第1項の規定によりまして、定足数を満たしておりますので、本会は有効に成立していることをここでご報告させていただきます。

## 2 区長挨拶

竹澤広報課長 それでは、開会に当たりまして煙山区長からご挨拶がございます。

煙山区長 どうも皆様、おはようございます。

委員の皆様方には大変お忙しいところ当審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございました。また、平素から区政の進展のためにご指導、ご尽力をいただいております。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、我が区の情報公開制度につきましては、ご承知のとおり、昭和61年4月に開始いたしまして、平成12年においてそれまでの情報公開条例を全面的に見直しまして、区民の知る権利の保障に加えまして、区民に対する説明責任を明確に規定いたしましたところでございます。

さらに、情報公表施策、あるいは情報提供施策を含めた情報公開の総合的な推進に関する基本的な責任を明らかにいたしました。私は、行政の情報は求められて公開するという姿勢ではなく、可能な限り区から積極的に提供していくようにと、折に触れ職員に話しております。この条例に基づいて各種施策を運営・推進することによって、区民と区政との信頼関係は一層深まっているものと確信しているところでございます。

一方、個人情報保護条例につきましても、住民基本台帳ネットワークシステムの開始など、外部コンピューターとのネットワーク化の時代が進んでおりまして、こうした状況に対応していくために、平成14年、当審議会の答申に基づきまして、コンピューターネットワークに対応する規定を設けたところでございます。

最近、民間事業者の管理する個人情報データベースの漏えい問題や、あるいは転用事件が相次いで発生しておりまして、個人情報のより一層厳格な管理運用が求められておると感じているところでございます。

一方、昨年5月に成立した国の個人情報保護法と行政機関個人情報保護法が、平成17年4月に施行することとされました。法律には刑罰規定が設けられるなど、個人情報のデータ管理や取り扱いなどの国の、あるいは事業者の責任が厳しく問われることとなります。また、個人情報に対する国民の意識や関心も極めて高くなってきております。こうした状況を踏まえまして、本区の個人情報保護条例につきましても、法との整合を図るなど、さ

らに検討を加える必要が生じてきているところでございます。

本日はご審議をお願いいたします諮問事項のほか、本区の個人情報保護条例について委員の皆様からご意見をいただければと、議題を設定させていただいております。今後とも本区の情報公開制度及び個人情報保護制度をより一層充実させてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には引き続きご指導、ご協力のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3 職員紹介

竹澤広報課長 それでは、続きましてこの4月に事務局職員の異動がございましたので、この場をおかりいたしましてご紹介させていただきます。

まず、企画政策部長でございます宮下でございます。

宮下企画政策部長 よろしくをお願いいたします。

竹澤広報課長 続きまして、私も4月に広報課長になりました竹澤でございます。よろしくをお願いいたします。

それと、事務局でございますけれども、広報課主査の野稲。

野稲広報課主査 よろしくをお願いいたします。

竹澤広報課長 それと、主事の畑中でございます。

畑中主事 よろしくをお願いいたします。

竹澤広報課長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日でございますけれども、諮問案件であります目的外利用を所管しております選挙管理委員会から、齋藤事務局長が同席させていただきます。

齋藤選挙管理委員会事務局長 よろしくお願ひします。

竹澤広報課長 そのほか、個人情報を保有いたします所管課でございます障害者福祉課から担当者が同席させていただいております。

村山主事 村山です。

竹澤広報課長 職員紹介は以上でございます。

### 4 審議

竹澤広報課長 続きまして、個人情報の目的外利用につきまして区長から諮問させていただきます。

諮問文を内山会長に。

(内山会長に諮問文交付)

煙山区長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

竹澤広報課長 それでは、皆様に写しを配付させていただきます。

ここで、煙山区長は次の予定がございますので、まことに申し訳ございませんけれども、退席させていただきますので、ご了承ください。

煙山区長 どうぞよろしくお願ひいたします。

竹澤広報課長 それでは、議事の進行を内山会長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

内山会長 それでは、これから議事の進行をさせていただきたいと思ひます。

まず、ただいま区長さんから諮問をいただきました目的外利用について、説明を事務局からお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

竹澤広報課長 それでは、個人情報の目的外利用につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。着席してご説明させていただきたいと思ひます。

内山会長 どうぞ。

竹澤広報課長 まず、諮問文をご覧いただきたいと思ひます。本日の諮問の内容でございます。文京区個人情報の保護に関する条例第14条第2項第4号及び第3項の規定に基づきまして、下記のとおり個人情報の目的外利用について諮問いたします。

記でございます。まず、諮問事項です。選挙人名簿の調製業務及び選挙の執行業務における個人情報の目的外利用について。目的外利用をする業務です。これは選挙人名簿調製業務及び選挙執行業務、文京区選挙管理委員会で登録している業務でございます。

次に、目的外利用される業務及び個人情報です。次の者の氏名、住所、性別、生年月日、障害の有無・程度、要介護区分でございます。でございますが、身体障害者福祉法に基づく援護業務、これは障害者福祉課で業務を担当している個人情報でございます。対象者といたしましては、1．両下肢・体幹・移動機能の障害が1級または2級の者、2．内臓機能、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・小腸の障害が1級または3級の者。

は介護保険業務でございます。介護保険課で保有している個人情報でございます。対象者といたしましては、要介護状態区分が要介護5である者でございます。

資料ということで添付させていただいておりますが、これにつきまして簡単にご説明させていただきます。選挙人名簿調製業務及び選挙執行業務における個人情報の目的外利用でございます。目的外利用をする利用課とその業務名は、先ほど申しました選挙人名簿調製業務及び選挙執行業務でございます。個人情報の保管課とその業務名、対象者につきましても、ただいま申し上げました と、障害者福祉課、介護保険課で保有しています個人情報でございます。

目的外利用する個人情報の種類につきましても、先ほど申し上げました氏名、住所、以下記載のとおりでございます。

対象者数でございますが、平成16年3月末現在でございますが、障害者福祉課で保有する対象者につきましては約1,400人でございます。介護保険課で保有しております対象者の人数でございますが、約800人でございます。

次に、利用外目的でございますけれども、これは今般、公職選挙法の改正に伴いまして、郵便投票制度の対象者を拡大したことに伴うものでございまして、公職選挙法及び同施行

令には、身体に重度の障害がある者、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、身体障害者手帳に一定の障害につき1、2級、もしくは1、3級と記載されている者及び介護保険被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者と記載されている者に対しまして、郵便等による不在者投票制度を認めているところでございます。

しかし、この制度の利用は、選挙管理委員会との間で何度も書類のやりとりをするなど、手続が煩雑で、この制度により実際に障害者が公民権を行使するには困難が伴うと考えられるものでございます。

そこで、郵便等による不在者投票制度の利用方法につきまして周知を図り、郵便等投票証明書、交付申請書、これを事前に送付することによりまして、投票手続の負担を軽減し、障害者の公民権の行使を援助するものでございます。

目的外利用の実施時期でございますが、公職選挙法に基づく選挙期日の公示・告示日の1カ月程度前でございます。

該当者に対する周知でございますが、目的外利用につきましての通知ですが、これは郵便等による不在者投票制度の案内と同時に周知できるものでございます。

次に、この制度の流れでございますが、次のページをご覧いただきたいと思っております。郵便等による不在者投票の対象者の拡大ということで、例えば要介護5の方につきましてですけれども、上段に図がございますけれども、選挙人が介護保険の被保険者証を示して、選挙管理委員会に申請をいたします。それで、選挙管理委員会から郵便等投票証明書というものの交付を受けます。これは郵便等をもって送付されます。

投票手続でございますが、その選挙人が事前に送付があった郵便投票証明書を示して投票用紙の請求をいたします。これは選挙管理委員会に対して行われます。今度は、選挙管理委員会から投票用紙と投票用の封筒、これが選挙人の方に送付されます。選挙人は、その投票用紙に記載いたしまして、封筒にそれを収納して、それで郵便をもって選挙管理委員会に送付するという、そういう手続になるものでございます。

郵便等投票証明書、上の1の部分でございますが、この証明書につきましては、7年間有効期限があるということでございます。

続きまして、次の数字が並んでいる一覧表がございます。郵便投票証明書交付者等一覧、これまでは障害者手帳の対象になる方につきましての制度がございました。そこでの交付状況でございますが、最近のところを見ますと、交付対象者に対する交付者の割合は、おおむね20%になっているところでございます。

私の方から、雑駁な説明でございますけれども、目的外利用につきましての内容等、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

内山会長 ありがとうございます。それでは、お手元には今、説明いただいた資料等もあると思っておりますけれども、その記載等も含めて、各委員の皆様から質問ないしご意見があれば、おっしゃっていただきたいと思っております。

それでは、口切りに私の方から若干基本的なことを伺いたいと思っておりますけれども、この手続が行われる前は、今までは障害者の皆さんがみずから申請をするというふうな手続になっていたのですか。

竹澤広報課長 今回の対象者の拡大につきましては、要介護5の方でございまして、それまでにつきましては基本的にはこの条例上の目的外利用の規定第14条がございまして、その第2項第3号の、「区民福祉の向上を図るため、法令等の規定に基づいて適正に業務を執行するとき」、これに運用上該当するであろうということで、個別通知をさせていただいていたところでございます。

内山会長 なるほど、では、介護保険、要介護5の方々について、その手続を拡大するということが、今回の諮問の実質的な中身ということになりますか。

竹澤広報課長 実質的にはそういうような形になるものでございますけれども、規定の上ではこの諮問につきましては先ほど3号の規定ということでございまして、4号の規定に該当して目的外利用をするということで、整理し直すという形でございます。

内山会長 改めて審議会の諮問を求めるとのことですね。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 それから、介護保険の要介護5の方々についても、在宅投票制度を拡大するという政令自体はいつ施行になったんですか。今回の改正というのが3枚目のところに出ているんですけれども。

齋藤選挙管理委員会事務局長 平成16年の3月1日から施行になってございます。

内山会長 はい、わかりました。

それから、障害者の方のほうですけれども、内臓機能については、特定の臓器だけが列記されていて、なおかつその障害が1級又は3級と書いてありますけれども、あらかじめ調べとけばわかることだけれども、この方々に2級というのはいないんですか。

齋藤選挙管理委員会事務局長 この方々につきましては、2級という程度の部分がない。

内山会長 ランクづけがないんですね。

齋藤選挙管理委員会事務局長 はい。

内山会長 それから、内臓機能については、これも心臓、腎臓等がありますけれども、例えば肝臓だとか膵臓だとかという五臓六腑が全部入っているわけではなさそうですけれども、そういうものは対象にはなっていないということなんですね。書いてあるからそうなんですよ。

近藤委員 よろしいですか。

内山会長 はい。

近藤委員 この内部疾患については、ご本人が全然外から見てはわからないんですね。

内山会長 そうでしょうね。

近藤委員 それで社会生活してらっしゃるのに、それこそ個人情報が出ることに、私はそういうことわかってたの？というような気持ちにならないように。なぜかって、私はひとり暮らし調査をしたときがあるんですが、そのときになぜ私が1人だということを知ってたのと言われたときに、ちょっとはとしましたけれども、私はひとり暮らしと思われなくなかったんだというような質問が来ましたから。これちょっと気をつけていただきたいなと思うんですね。その方法もあるんでしょうけれども、そんな例がありましたので、一応申し上げます。

内山会長 周知の方法を丁寧に、誤解のないように、不安の発生しないようにということですね。

近藤委員 そうです。

竹澤広報課長 先ほど会長からのご質問の中で、内臓疾患につきましては等級の、先ほどの記載がある部分が対象になっております。

内山会長 はい。

東村委員 これはあれですか。内臓機能の障害の有無・程度まで出さなければいけないんですか。これは技術上のことかもしれないけれども、そういうふうを選んだ人がこの人ですよということで、一人一人の障害の程度も出るんですか。

竹澤広報課長 基本的には、必要な情報につきまして、こういう要件に該当する方ということで抽出します。

東村委員 ああ、該当する方ということで出るという。

竹澤広報課長 基本的にそこでイコールという形になります。

東村委員 そうすると、例えばAさんは膀胱で1級ですよなんてことは出ないんだ。

内山会長 障害の有無というときに、単なる内臓機能の障害がありますというだけの情報なのか、特定の臓器まで情報を提供するのかということですね。

東村委員 そういうことなんですね。

近藤委員 そこを注意していただきたい。

竹澤広報課長 対象者がわかるというところで、選挙管理委員会には提供する。あと、具体的な手続の中では、先ほどの流れの中で、実際はそれぞれ保険証の提示などで確認していくような形になります。

具体的な郵便投票証明書の申請ですが、申請時に当たりますと、ここの流れ図にもございますように、例えば要介護5の方については、介護保険の被保険者証が必要になってきますので、ここで具体的な内容の確認が行われるという形でございます。

その前の段階で、じゃ個別通知ということで今回、投票制度ができたということと、あわせて申請用紙をお送りするということがメインでございます。

東村委員 そうすると、同じ話なのかよくわからないんですけども、身障法の、要するに( )の内臓機能の障害が1級または3級の者という内容が出ちゃうんですか。介護保険の方じゃなくて。

竹澤広報課長 この( )と( )に該当する方につきましてのお名前が……

東村委員 お名前が出ると……

竹澤広報課長 情報としては、どの程度の方ということで抽出していただきますので、そういう意味でここに障害の有無とか程度って書いてございますけれども。

東村委員 うん。だから、そういう方はAさんですよと言えば、Aさんはこういう内容だから出ましたよということまで出ちゃうわけ。

齋藤選挙管理委員会事務局長 私の方からは、それは出さなくても用足りますので。

東村委員 出ないと。

齋藤選挙管理委員会事務局長 リストをいただくときは、住所と方書きと氏名、性別、生

年月日と障害の種類と、こういうことで情報政策課を通して障害者のリストをいただいているということで、それを私の方から交付申請書にはそういった程度とか部位とか、そういうことは書いてはお出ししません。対象者のリストだけいただいて、抽出して、郵便投票証明書の交付申請を出していただく、そういう形になります。

東村委員 そうそう。だから、選挙管理委員会の方に、Aさんは内臓の、例えば今言ったように膀胱が3級で悪いんですよという情報が行っちゃうかどうかという話です。技術的なことはちょっと。

齋藤選挙管理員会事務局長 要するに、障害の種類ですか。

東村委員 うん、そうそう。障害の有無・程度とここに書いてある。

齋藤選挙管理員会事務局長 1級または3級ですから、両下肢、体幹とか、それは1級または2級、それから内臓機能については1級または3級ということで、私もリストまで見たことないんですけども、それが障害者福祉課の方からリスト上は抽出されてきているんだと思いますけれども、私の方ではその該当者がわかればいいだけですから。

東村委員 そうでしょう、そこなのよ。だから、該当者がわかればいいんだから、その分のリストだけいただくという。

内山会長 今日は障害者福祉課の方もおいでになっていらっしゃるんで、できれば伺いたいんですけども、選挙管理委員会の方からこういう目的のために情報提供を求めるといふふうなことで、諮問について、それでよろしいというふうなことで、区長さんがそのように実施するということが前提ですけども、そのときには選挙管理委員会の方では、例えばこの政令施行令の要件に当たる人の名前と級別だけを抜き出せるんでしょうか。例えば、この方が心臓だとか両下肢喪失だとかというようなことまで出てきちゃう情報しか出せないのか。

村山主事 抽出は情報政策課の方でやりますので、検索条件のときに障害の別と等級を入力はすると思うんですが、出力するかどうかは別だと思います。ただ、前回いただきました文書の抽出内容には、住所、方書き、氏名、性別、生年月日、障害の別・等級とあります。

内山会長 障害の別という場合に、例えば両下肢、体幹、移動障害というのが、それぞれが障害の別ということで出るということですか。

村山主事 肢体不自由1級とかという形じゃないかと思いますが。

内山会長 そうですか。例えば、内臓機能の場合には、心臓だとか腎臓だとか、個別の臓器が書かれているんでしょうか、それとも内臓機能障害1級という形になるんでしょうか。

村山主事 いえ、心臓、腎臓という形で。

内山会長 個別の臓器が特定されるわけですか。

村山主事 検索条件で入力するときはもちろんですけども、そういう情報を出すか出さないかは別ですけども、出すとしたらこのように出すというふうに書いてありますので、今までは出ていたと思います。

内山会長 それは、ただ今度諮問に当たって実施するときに、もしそこまで出さなくて

いいんではないかというご意見があれば、その部分をフィルターかけて、外に出ない、アウトプットをするときには個人名と障害の程度ないしは内臓機能障害というだけのことであるかどうかというふうなこと。

村山主事 情報政策課の方で出せると思います。

内山会長 そうですか。

村山主事 技術的に聞いていただきたいと思います。情報政策課の方です。

内山会長 出せんことはないでしょうね。

村山主事 そうですね。

東村委員 これは基本的にあれなんですか。目的外利用する個人情報の種類という3がありますね。その中に、氏名、住所、性別、生年月日、障害の有無・程度というふうに書いてあるんですね。これは、こういうことを検索していいよということなんですか、それとも検索した結果、フィルターかけた途中まで出ればいいんですか。どういう意味なんですか。

つまり、個人情報の種類として、障害の有無・程度まで、選挙管理委員会まで出してもいいですかという質問なんですか。そういう意味ですね。そうすると、これをそのまま認めちゃうと、心臓が1級で悪いよということが出ちゃう可能性があるわけでしょう。そういうことじゃないんですか。

野稲主査 私の方から。目的外利用するということ自体は、検索条件をかけたときに既に目的外利用している訳です。

東村委員 検索条件をかけたときに、もう目的外利用。

野稲主査 そうです。どういう状態で出力するかは、また別の話です。目的外利用しているかどうかということであれば、もう検索かけたときに、その入れた条件が目的外の...

...

内山会長 それは、選挙管理のために使うという意味で目的外ですね。

野稲主査 そうです。

近藤委員 それ以外には使ってはならないわけですからね。

東村委員 そうすると、僕が言っているのは、検索条件で出すはいいけれども、出されたデータは検索条件と同じものが出るのはいかがかと言っている。そういう場合は、どこでチェックするの。そういう場合は。

内山会長 それは、例えば区長がその目的外利用をする場合に、そのような利用の仕方をするということで限定するよりほかはないと思います。少なくとも、これはこういう障害を持っている方に、あなたはこういう在宅投票制度が利用できますよという案内をするときに、ついでに申請書まで送付してあげる方がベターだろうと。障害を持っている方が一々区役所まで来て申請をするというのは、それ自体ができないこと。できないからこそ在宅投票制度があるのに矛盾しているわけですね。だから、そのためにサービスとしてやるということがあるわけですね。それだけで済むわけですね。

選挙管理委員会とすれば、その後、申請が出てきたときに、例えば私は心臓の3級だとかということが申請書には当然出てくるわけですね。選挙管理委員会とすれば、そのときに

わかればいいことで、全体の対象者に対してご案内をする申請書を送付するときには、選挙管理委員会として誰々さんの膀胱が3級だということまでは知らなくていいんですね。その限度で情報提供をいただくという制度でよろしいわけですね。

齋藤選挙管理委員会事務局長 はい。

近藤委員 ただ、ここに書いてあります介護度5といえますと、要介護5であれば寝たきりであるとか、それから肢体の場合には見れば肢体不自由な方だなというのはわかりますけれども、内部疾患の場合だけはちょっと見たのではわからないんですね。それは私、何人も会ってますからわかるんですけども、あんな大変な病気持ってらしたの、というような感じの方があられるわけです。本人も知られたくないんですね。

内山会長 そうでしょうね。

近藤委員 ですから、そのところを配慮していただきたいというのが、例えばこれ例えば1級だと3級だというくらいだったら、そのくらいは知られても目的外に使わなければ、ご本人に納得いくかもしれませんけれども、それが心臓であるとか呼吸器であるとかと言われますと、きっと嫌じゃないかと思しますので、配慮してあげることが大事なことじゃないかと思えます。

内山会長 今、委員がおっしゃられたことについては、例えば2枚目の資料という中の7というところで該当者に対する周知というのがありますから、なぜあなたにこういう通知が行ったのかということについては、障害を持った方なから、その方々がわかるような説明文をつけていただければよろしいんですね。何とか条例何条により諮問を受けた結果こうなりましたというのじゃなくて、わかるような文章を工夫していただいて、委員がご心配なされているような状況がないように配慮していただければよろしいんですね。

近藤委員 はい、そうしていただきたいです。

竹澤広報課長 資料の7のところにもございますけれども、不在者投票の通知につきまして、さらに配慮してまいりたいと思っております。

内山会長 堀添委員、何か。はい、どうぞ。

堀添委員 会長がおっしゃられたようなことなんですけれども、該当者の方に不安をおおらないようにするためには、こういった検討されて個人情報を利用されましたというようなことをわかるような形でつけた方がいいんじゃないかと思いました。

内山会長 そうしますと、今のご発言ですと、選挙管理委員会が情報提供をしていただく、選挙管理委員会の手元に渡る情報については、必要な限度に限定をして提供を受けると。検索をかけるときは、もちろんこの資料の3に書いてあるようなことで検索をせざるを得ないけれども、選挙管理委員会が提供を受けるとは、その目的を達するために必要な限度において提供をしていただくと、少なくとも事務処理上はそのようなことが可能だと思いますし、選挙管理委員会としても、それで事務処理上、支障があるということはないわけですね。

齋藤選挙管理委員会事務局長 ないです。

内山会長 そういうご意見がどうも多数を占めているようなのですが、そういう内容を含んだ答申、趣旨であるということで、ご理解いただければよろしいでしょうか。

何か付加して、ないしはそれと異なるようなご意見があれば、おっしゃっていただきたいと思いますけれども。

それでは、そのような趣旨を含んだということで、実施機関の方もそういうことで差し支えないとお考えですよね。

齋藤選挙管理委員会事務局長 はい。

内山会長 そういう内容の答申であれば、諮問については相当であるということで、当審議会の意見を集約させていただいてよろしゅうございましょうか。

(「はい、お願いします」と呼ぶ者あり)

内山会長 それでは、答申案を、あらかじめたたき台を用意はさせていただいているのですが、それをまず各委員さんに配ってください。

それからすみません、確認なんですけれども、選挙管理委員会、このようなことで実施されて提供された情報の管理なんですけれども、期間は選挙公示日の1カ月程度前ということが書いてありますけれども、得られた情報はどのように管理されるんですか。

齋藤選挙管理委員会事務局長 ご本人に通知を差し上げて、その作業をして、それ以外で今までも先ほど説明ありましたように、2割ぐらいですか、実際に請求される方ですけれども、そういう情報につきましては、私ども選挙人名簿という形で、選管で管理しているんでございますけれども、そのような形で、選挙管理委員会で責任持って管理しているという状況でございます。

だから、今回もそうですけれども、7年間有効ですから、新たな人について通知差し上げて、それまでの人については確かにうちに保管されておるわけです。

内山会長 要するに、追加されて、例えば新たに要介護5になられた方にだけ、随時追加して通知をされるというふうなこと。

齋藤選挙管理委員会事務局長 そういうことでございます。

内山会長 そのたびに、例えば介護5級の方に何回も、例えば年に4回か5回選挙をすれば、そのたびに申請書が届くということではないんですね。

齋藤選挙管理委員会事務局長 はい。これが要介護認定に書いてございます、皆さんのところに、最終の期日をもってこの証明の期限と決めてございます。

内山会長 なるほど。そうすると、通知の都度、廃棄するというものではなくて、提供してもらった情報はある程度永続的に保存しているということになりますね。

齋藤選挙管理委員会事務局長 そうですね。

内山会長 であれば、なおさら限定した情報が選挙管理委員会の手元にあるという方が、むしろ適当なんじゃないかな。わかりました。

東村委員 それはあれですか。現実的には、そっちへ行くのはデジタル情報なの、紙で行くの。

齋藤選挙管理委員会事務局長 紙です。

東村委員 議会でもよく言われるのだけれど、デジタル情報だとすぐ漏えいじゃないですけれども、簡単にできちゃうんで、紙だと何千人だとほとんど不可能に、それが意外に現実的に大きいんだけど、大体紙ベースで情報は流れているわけね。わかりました。

内山会長 しかしそうすると、たいした数ではなさそうですけれども、郵送する場合、一々また手書きないしはデジタルにして。

齋藤選挙管理委員会事務局長 事務作業はそこから拾って、障害者の方と介護の今回拡大された要介護5の方も拡大されていますけれども、それはダブルでも、そのチェックが大変ですから、申請に基づくんですけれども、うちの方としてはまず最初、住所など作って、封筒に張ってお出ししているという作業ですね。

内山会長 いや、年齢も要るんでしょうけれども、住所、氏名ぐらいのデジタル情報があった方が、アウトプットするとき簡単でしょう。封筒にぺたぺた張るときに、何度も手間をかけるのはむしろ。

齋藤選挙管理委員会事務局長 はい。それは、作業の中で、うちの方でまたいただいたリストから。

内山会長 やるんですか。いや、その部分をデジタルで提供受けちゃった方が早いでしょうというんですけれども、それは違うんですか。

東村委員 そうかどうかで、受け方によってはそれがまたどこかに漏えいする可能性が高くなるという意味、両方を含めての話だと。

内山会長 いずれにしても、選挙管理委員会でデジタルな情報をもらわなければ、選挙管理委員会でデジタル化して、また保存する形になるんでしょう。

齋藤選挙管理委員会事務局長 そうなります。

内山会長 そうですよ。ですから、選挙管理委員会から漏洩する危険性があるという意味では同じなんですよ。

東村委員 同じか。

内山会長 ええ。自分でもやっぱり作る……。

東村委員 それをつくっちゃえね。

内山会長 ええ。その作ったものを保管する、それは適切な保管がないといけないということですね。

東村委員 結局はそうです。

木元委員 責任持ってもらわないといかんですよ。

近藤委員 そうですね。

内山会長 そういうことも含めて、次の条例のことが要するにそういう場合に罰則を適用するとかって、厳格な管理をしましょうというのがまた次の議題のようですから、それはその程度にさせていただきます。

それでは、答申案をご覧ください、じゃその記という部分、答申案の中身の部分だけを一応読み上げさせていただきます。

身体障害者及び要介護者のうち、郵便による不在者投票の対象となる者の選挙権の行使について、公民権の行使を実質的に保障する見地から、不在者投票の方法を周知し、また投票手続上の本人の負担を軽減するため、選挙人名簿調製業務及び選挙執行業務において、次の個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用することについて、当審議会は妥当であると考えます。下記の部分は先ほどの諮問の部分と同じですから、そのまま読み上げは省

略させていただきますけれども。

ただ、この文章ですと、先ほど各委員さんからご発言のあった当審議会の答申の内容とする情報を限定すべきだという趣旨が入ってございません。このことについて、どういたしましょうか。この文章の後、「ただし」ないし「なお」という形で、後で文章の詳細は私にお任せいただけたらと思うんですけれども、趣旨とすれば選挙管理委員会が取得する個人情報については、その事務に必要な限度を超えないものとしていただきたいというような趣旨を加えて、この答申をさせていただくということではいかがでしょうか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

内山会長 はい、ありがとうございます。それでは事務局、そういうことでよろしいでしょうか。じゃ、これはあくまでも案文として、修正が加わりましたけれども、そのようなことで答申をさせていただくことに決定をさせていただきます。趣旨とすればそのようなことですので。ただし、ただいま直ちに答申案文を作成するというわけにはいきませんので、文章は修辭的な部分は私にお任せいただくということで、答申した文章自体をお渡しするというのも、また皆さんにお集まりいただくというのもご足労でございますから、私が区長さんあてにお渡しするというところでよろしゅうございましょうか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

内山会長 それでは、諮問についてはこのようなことで決定させていただきます。